

## 答 申

### 第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開請求に対する公開を拒否する処分（令和2年10月7日付け岐阜市保生第304号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求の趣旨及びその理由の要旨は、審査請求書及び反論書並びに口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求人が令和2年9月28日付けで行った公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し、実施機関が公開を拒否することとした本件処分の全部を取り消し、本件処分の対象となる公文書（以下「本件対象公文書」という。）を公開することを求める。

#### 2 審査請求の理由の要旨

岐阜市市民と動物の共生社会の推進に関する条例（平成28年岐阜市条例第74号）第6条第2項は飼主の責務を「飼主は、飼養する動物の習性等を踏まえた上で、当該動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、当該動物に対する飼主としての責任を十分に自覚し、これを果たさなければならない。」と規定しており、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「条例」という。）第6条の3に規定する「特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められるとき」に該当しない。

### 第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明及びその理由の要旨は、弁明書によれば、おおむね次のとおりである。

#### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

#### 2 弁明の理由の要旨

- (1) 本件対象公文書は、特定の個人に関し、実施機関が行った多頭飼育に係る立入検査の経緯や指導の内容等が記録された文書である。
- (2) 本件公開請求は、個人を特定したものであるため、本件対象公文書の存否を明らかにすることは、特定の個人が多頭飼育に係る指導を受けたという事実の有無を明らかにする結果を生じさせるものである。特定の個人が多頭飼育に係る指導を受けたという事実の有無は、条例第6条第1項第2号の「個人に関する情報で特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもののうち通常他人に知られたくないもの」に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
- (3) 本件処分においては、本件対象公文書が存在しているか否かを答える

だけで特定の個人が多頭飼育に係る指導を受けたという事実、ひいては、特定の個人が識別され得る情報のうち通常他人に知られたくない情報が明らかとなり、個人のプライバシーが侵害されることが認められる。

- (4) したがって、条例第6条の3の規定により本件対象公文書の公開を拒否する本件処分をしたことは適法かつ適正である。

#### 第4 当審査会の判断

##### 1 条例第6条の3の該当性

- (1) 条例第6条第1項第2号において、実施機関は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。以下同じ。）で特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの（同号アからウまでに掲げる情報を除く。以下「非公開情報」という。）が記録されている文書については、公開を拒むことができる」とされている。
- (2) そして、条例第6条の3は、公開請求に係る「公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなる場合」で、「特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められるとき」に限り、実施機関は、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができるとしている。
- (3) この公開請求に係る「公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなる場合」で、「特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められるとき」とは、「特定の個人に係る公文書の存在を認めただけで、特定の個人が識別されうる情報のうち通常他人に知られたくない情報が明らかとなり、個人のプライバシーが侵害されるような場合をいうものと解するのが相当である」とされている（札幌地裁平成16年12月22日判決参照）。
- (4) これを本件について見るに、審査請求人は本件公開請求において「特定の個人に関し、実施機関が行った多頭飼育に係る立入検査の経緯や指導の内容等が記録された文書」を本件対象公文書として公開請求しているが、本件対象公文書の存否が明らかになれば、当該個人に対する多頭飼育に係る指導の有無（以下「本件情報」という。）が明らかとなることが認められる。

そして、本件情報は、個人に関する情報で特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであるから、非公開情報（条例第6条第1項第2号）に該当し、これが公開されることにより、当該個人のプライバシーが侵害されることは明白である。

- (5) したがって、条例第6条の3の規定により本件対象公文書の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否したことは、妥当である。

##### 2 その他、審査請求人は縷々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響

を及ぼすものではない。

### 3 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

### 第5 審査会までの審査経緯等

令和2年	9月28日	公文書公開請求
	10月7日	実施機関による公開拒否決定
	10月9日	審査請求
	10月30日	実施機関による弁明
	11月16日	審査請求人による反論書の提出
	12月10日	実施機関による諮問
	12月14日	審査会の審議
3年	1月18日	審査会の審議
	2月22日	口頭意見陳述の実施
	3月19日	審査会の審議
	4月16日	審査会の審議及び答申

### 岐阜市情報公開・個人情報保護審査会

会長	土田伸也
委員	松久高利
	寺本和佳子
	三谷晋一
	南圭一